

# 市・県民税の 申告が始まります

**申告を  
お忘れなく**

市・県民税の申告は、平成21年度の市・県民税を正しく算定する基礎となるほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や所得証明の資料などにもなる重要な手続です。忘れずに申告してください。

**市・県民税の  
申告対象者**

平成21年1月1日現在で市内に住所がある方は、原則として「市・県民税申告書」を3月16日(月)まで市に提出しなければなりません。ただし、例外として、給与所得者で事業所から市に給与支払報告書が提出されている

## 所得税から 住宅ローン控除額を 引ききれなかった方へ

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市・県民税(所得割)から控除することができます。

この適用を受けるには、「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が毎年必要となります。平成21年度分の申告期限は3月16日(月)です。

なお、申告の際、収入が給与のみで確定申告をしないでこの控除を受ける方は、「平成20年分給与所得の源泉徴収票」の原本が必要となりますのでご注意ください。

方や収入が公的年金等だけの方、所得税の確定申告書を提出する方などは申告義務が免除されています。一方、市内に住所がない方でも、市内に店舗や事務所、事業所又は家屋敷を持っている方は「市・県民税申告書」の提出が必要です。

**申告相談会は  
区ごとで開催**

市では、昨年同様「市・県民税の申告相談会」をお住まいの区ごとに開催します。日程などの詳細は、別途配布する「市・県民税の申告のお知らせ」でご確認ください。

また、所得税の確定申告の相談会も各区の相談会場ごとに開催します。ただし、青色申告、土地・建物等の譲渡所得、山林所得、消費税の確定申告は対象外ですので、相馬市コミュニティセンターで税務署の申告相談を受けてください。

**問合せ**

総務企画部税務課

☎ 245226

小高区税務課 ☎ 6715

鹿島区税務課 ☎ 2112

## 年金受給者で 確定申告される方へ

市では、相馬税務署との共催で所得税の確定申告書作成会を開催します。

対象となる方は、平成20年中の収入が「公的年金等のみの方」及び「公的年金等と給与の方」です。

開催日	会場
2月3日(火) 4日(水)	万葉ふれあいセンター 大会議室
2月3日(火) 4日(水)	浮舟文化会館1階研修室
2月5日(木) 6日(金)	市文化センター3階 視聴覚教室

開始時間：午前の部 9時30分～  
午後の部 14時～

※開始時間までに必ずご来場ください。

### 内容

確定申告書の書き方や計算方法の説明を聞きながら自分で申告書を作成します。

作成に当たって不明な点は税務署や市の職員がお答えします。

### 持参物

- ・税務署から郵送された確定申告書
- ・平成20年分の公的年金等の源泉徴収票
- ・平成20年分の給与所得の源泉徴収票
- ・平成20年中に支払った社会保険料の額が分かるもの(「市税等納付済額のお知らせ」など)
- ・生命保険料、地震保険料控除証明書
- ・その他控除等に必要書類
- ・電卓
- ・ボールペン
- ・印鑑
- ・本人名義の預金通帳など



※前年の確定申告書の控えがあると便利です。



さらに便利に使いやすく  
国税電子申告・納税システム  
**e-Tax**

## 申告書は 自宅のパソコンで

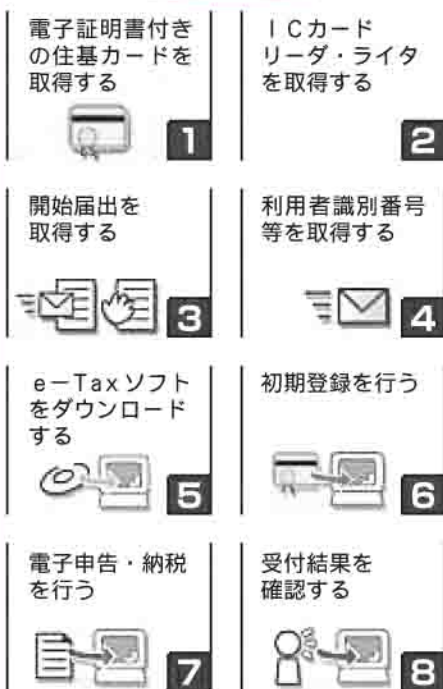
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成し、「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を取得した上で、電子申告(e-Tax)をすることができます。電子申告で平成20年分の所得税の確定申告書を提出した場合、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます(平成19年分または平成20年分いずれか1回)。

また、平成20年分の電子申告から、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票などの添付書類の提出は不要となりました。ただし、3年間は保管が必要です。

なお、従来どおりホームページで作成した申告書などをプリンターから出力し、税務署に送付することもできます。

・国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

### e-Tax利用の流れ



税務署では「納税者が自ら正しい申告と納税を行う」という申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の「自書申告」を推進しています。

### 自書申告を推進しています

# 所得税の確定申告

申告は正しくお早めに

税務署からのお知らせ

そのための、確定申告書等は、「確定申告の手引き」や「収支内訳書の書き方」などを参考に、自分で作成して税務署に送付するようお願いいたします。

### 相談ダイヤル



相馬税務署  
☎ 3 1 1 1 (代表)

申告書を作成する際に不明点などがあった場合は、電話による相談をご利用ください。なお、自動音声応答になっていますので、アナウンスに従って用件に応じた番号を選択してください。

### 電話相談をご利用ください

### 確定申告書などの作成をアドバイスします

相馬税務署では、申告書の受付や記載方法などのアドバイスを行う「申告書作成会場」を次のとおり開設します。

なお、相馬税務署には申告書作成会場を設置しませんのでご注意ください。

【開設期間】 2月2日(月)～3月16日(月)  
9時～16時

【開設場所】 相馬市コミュニティセンター  
(相馬市中村字北町55-1)

